

# 歳出関係補足資料④

## [他会計繰出金]

### 他会計(特別会計・公営企業会計)繰出金の概要

#### <参考>

#### 公営企業会計への繰出金の分析

## 他会計(特別会計・公営企業会計)への繰出金

利用者からの料金収入などで事業を運営する公営企業、加入者からの保険料などにより医療費の給付等を行う特別会計など、原則として、税金を投入せず、特定の財源により事業等を行う。

例外として、国の制度に定める負担を行う場合や、本市独自で利用者負担の軽減を行う場合、総務省の基準に基づいて、税金を投入している。

#### 【税金を投入している主な特別会計】 ※数値は令和2年度当初予算ベース

##### <国民健康保険事業>

特別会計の規模 1,409億円

(財源)

- 保険料241億円
- 国・府支出金994億円(国・府による法定負担)
- 一般会計繰入金172億円
  - 低所得者に対する法定減免の補てん89億円
  - 京都市独自の繰入金(事務費、出産育児一時金、保険料軽減等)82億円

##### <介護保険事業>

特別会計の規模 1,488億円

(財源)

- 保険料283億円(65歳以上)
- 支払基金交付金387億円(40~65歳未満保険料)
- 国・府支出金571億円(国・府による法定負担)
- 一般会計繰入金238億円(事業費に対する法定の負担や事務費分を繰入)

<後期高齢者医療>

特別会計の規模 226億円

(財源)

➢保険料181億円

➢一般会計繰入金45億円(低所得者に対する法定減免の補てん等)

※このほか、京都府後期高齢者医療広域連合へ168億円の負担金を支出

<中央卸売市場>

特別会計の規模 55億円(中央市場41億円, 食肉市場14億円) ※現在, 整備中のため, 事業規模が  
大きくになっている

(財源)

➢使用料 17億円(卸売業者負担等)

➢市債 6億円, 繰越金 9億円, 財産売払収入 6億円

➢一般会計繰入金 11億円

人件費などの事務費 7億円(業者の指導監督等に要する経費)

施設整備に伴う貸付 2億円

過去の施設整備に伴う市債償還費 2億円

<公営企業会計(水道・公共下水道, 市バス・地下鉄)>

(予算規模) (一般会計繰入金)

水道 588億円 22億円(消火栓設置管理, 安全対策出資など)

下水道 1,077億円 219億円(雨水処理負担金など)

市バス 287億円 2億円(混雑対策事業補助金など)

地下鉄 773億円 64億円(建設改良出資金など)

※大半は総務省通知(いわゆる繰出基準)に基づいて繰り出すもの

○地方公営企業の経営の健全化を促進し, その経営基盤を強化するため, 国の交付税算定の基礎となる地方財政計画において  
公営企業繰出金を計上。その基本的な考え方を毎年度, 地方自治体に通知(いわゆる繰出基準通知)

○一般会計がこれに沿って公営企業会計に繰出しを行った場合, その一部が地方交付税等において考慮される

※繰出基準に基づいて繰出を行うかどうかは各自治体の裁量

## ＜参考一公営企業会計への繰出金の分析＞



- (1) 公営企業会計への繰出金
- (2) 交通事業・水道事業への繰出金(他都市比較)
- (3) 下水道事業への繰出金(仕組みや他都市比較)
- (4) 各会計の財政状況
- (5) 下水道事業における包括外部監査指摘への対応

## (1) 公営企業会計への繰出金

- ① 公営企業繰出金について
- ② これまでの推移と今後の見込
- ③ 公営企業繰出金の他都市比較(総括)
- ④ 公営企業繰出金と交付税措置状況

### (1) 公営企業会計への繰出金

#### ① 公営企業繰出金について

##### 公営企業繰出金

地方公営企業は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされる。

しかし、地方公営企業法上、

- ① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費  
(例:公共の消防のための消火栓に要する経費)
- ② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費  
(例:へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費)

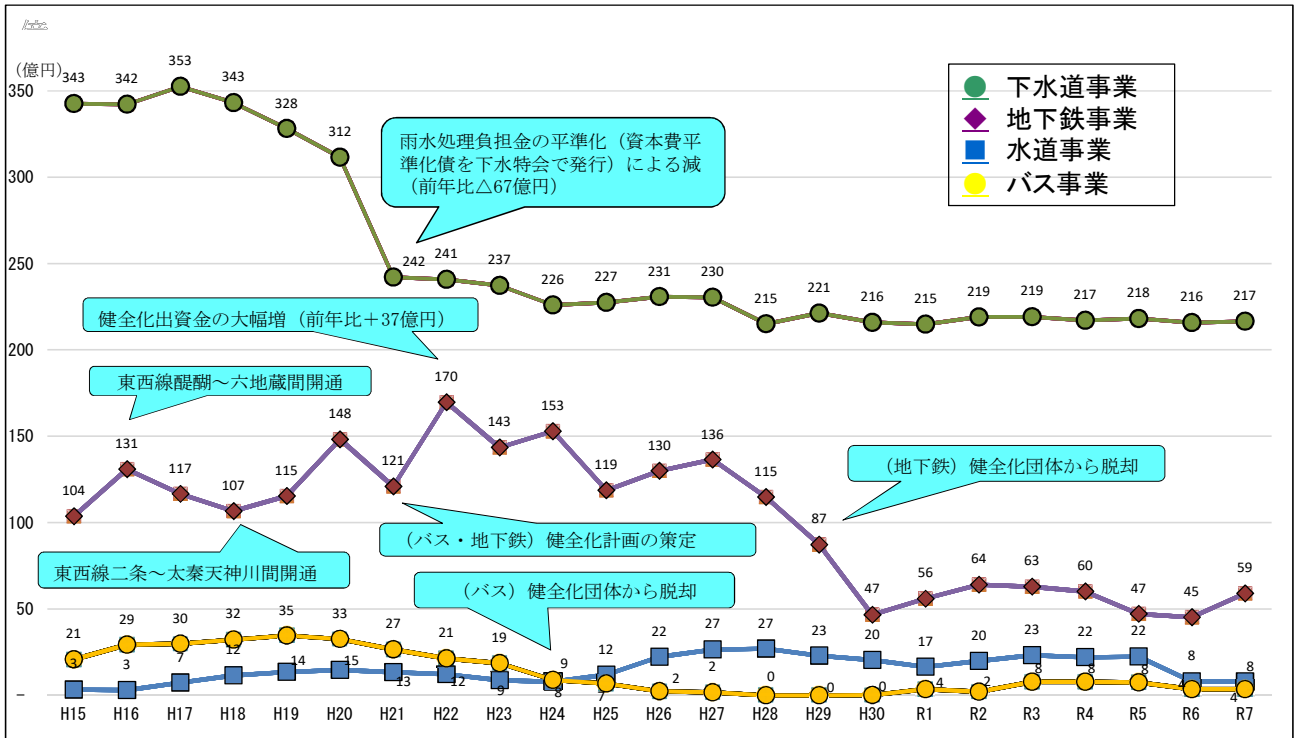
等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われている。

(1) 公営企業会計への繰出金

② これまでの推移と今後の見込

- 下水道は大半が雨水処理負担金（R2は205億円）であり、今後も同水準で推移
- 地下鉄は健全化出資金がH29末で終了し、規模は大きく縮減

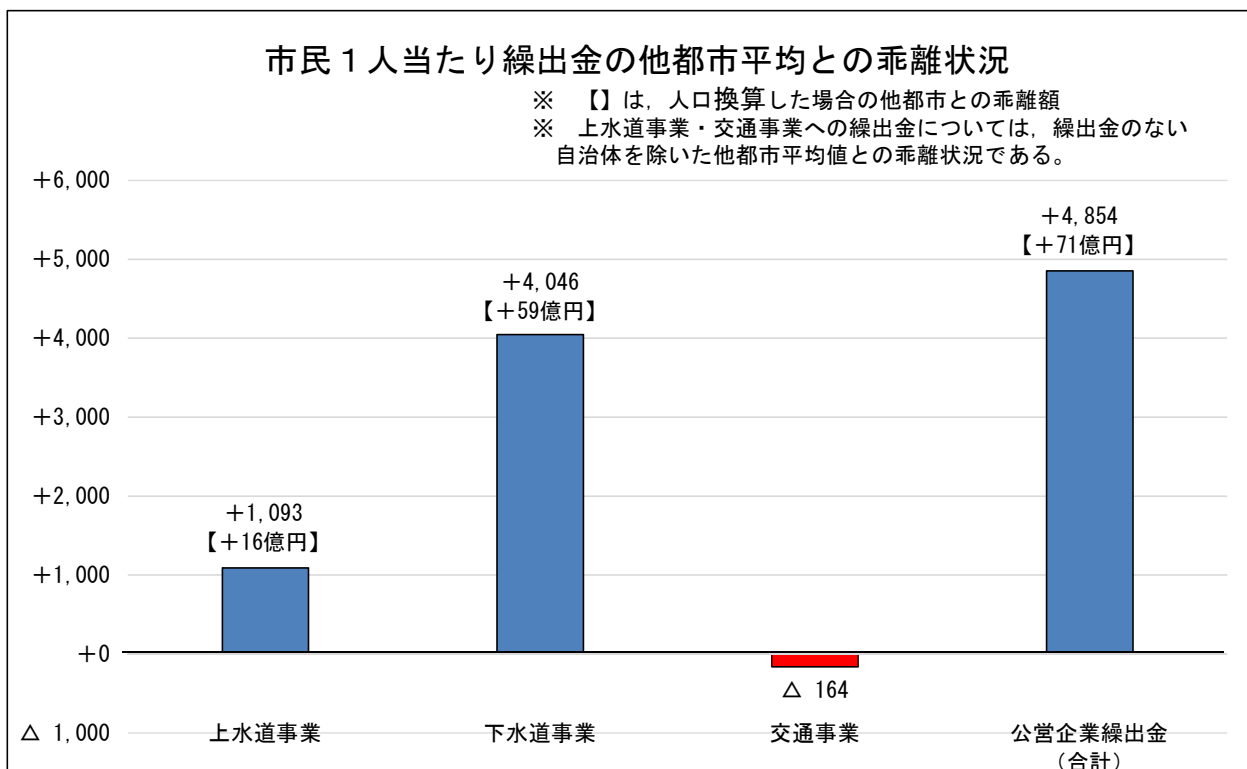


※ 敬老乗車証や公共消防のための消火栓に要する経費などを除いている

(1) 公営企業会計への繰出金

③ 公営企業繰出金の他都市比較

- 政令市中，3番目に高い。
- 他都市平均よりも，4,900円多い。→ 人口換算で71億円多い。



## ④ 公営企業繰出金と交付税措置状況

- 全ての繰出金について、その一部が交付税措置（基準財政需要額算入等）
- 京都市への地方交付税等の総額は、社会福祉関連経費が大きく増加する中、H15のピーク時から550億円も減少し、市税及び府税交付金の増475億円を上回る減少

地方交付税等 : H15 1,307億円 → R1 757億円 (△550億円)  
 市税＋府税交付金 : H15 2,594億円 → R1 3,069億円 (+475億円)  
 (参考)  
 社会福祉関連経費 : H15 786億円 → R1 1,141億円 (+355億円)

令和元年度

(億円)

項目	予算		交付税措置
	経費	一般財源	
水道事業繰出金	16.6	5.4	1.9
下水道事業繰出金	214.9	214.9	133.8
交通事業繰出金	59.5	30.8	20.1
バス事業繰出金	3.5	3.5	0.2
地下鉄事業繰出金	56.0	27.3	19.9

注 一般財源のうち、下水道事業繰出金には都市計画税と事業所税、交通事業繰出金には宿泊税といった目的税が含まれる。

## (2) 交通事業・水道事業への繰出金(他都市比較)

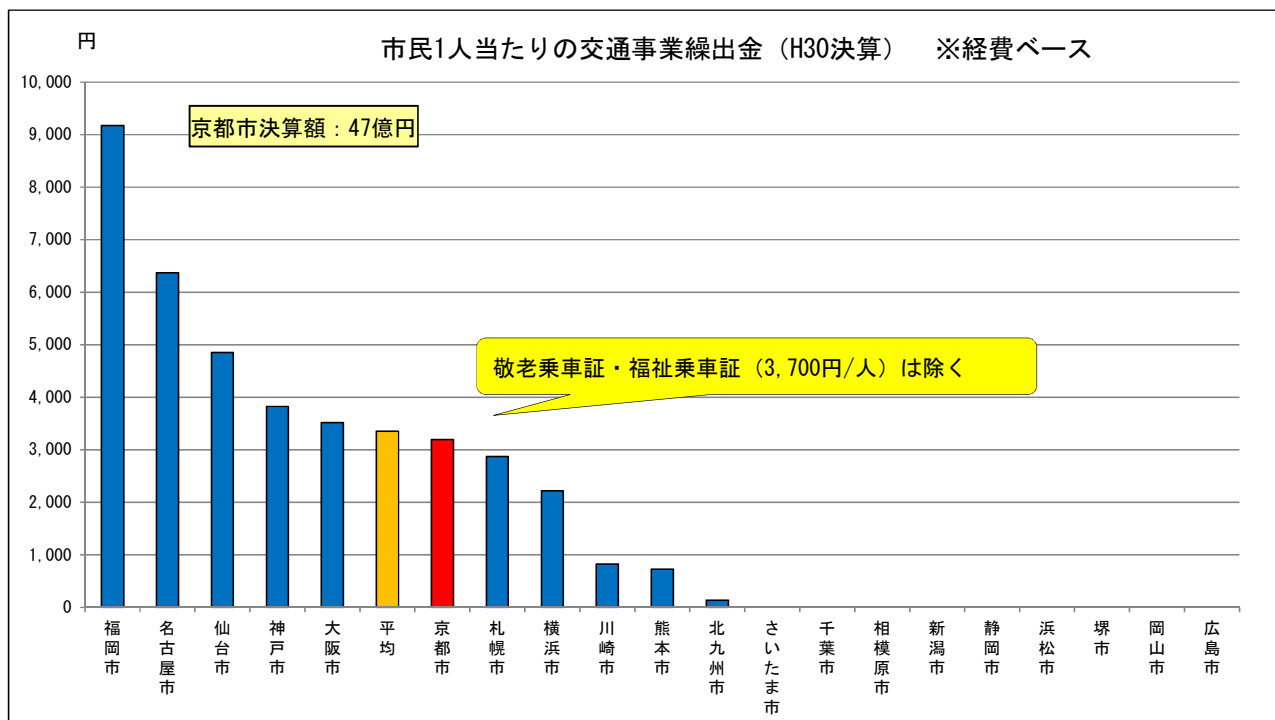
## ① 交通事業への繰出金(他都市比較)

## ② 水道事業への繰出金(他都市比較)

(2) 交通事業・水道事業への繰出金(他都市比較)

① 交通事業

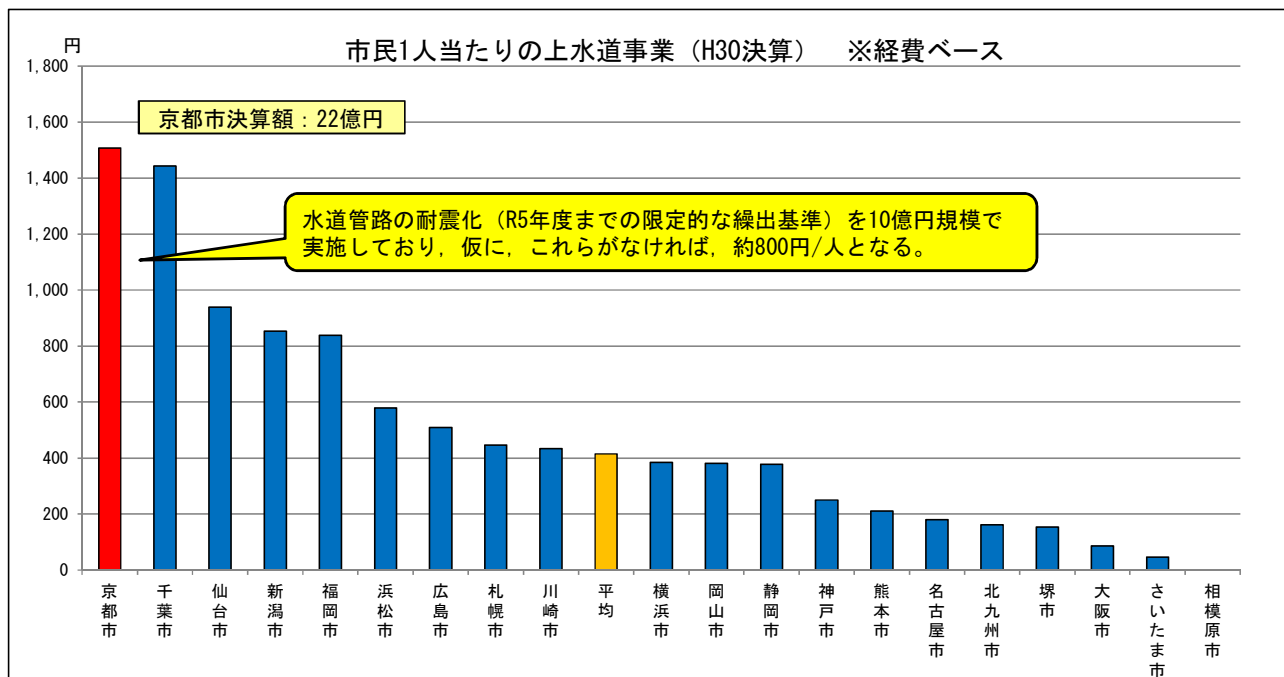
- 政令市中，6番目に高い。
- 他都市とほぼ同水準 ※未実施の自治体も含めた平均からは700円多い。(人口換算で10億円多い。)



(2) 交通事業・水道事業への繰出金(他都市比較)

② 水道事業

- 政令市中，最も高い。
- 他都市平均よりも，1,100円多い。→ 人口換算で16億円多い。(R6以降は縮小する予定)



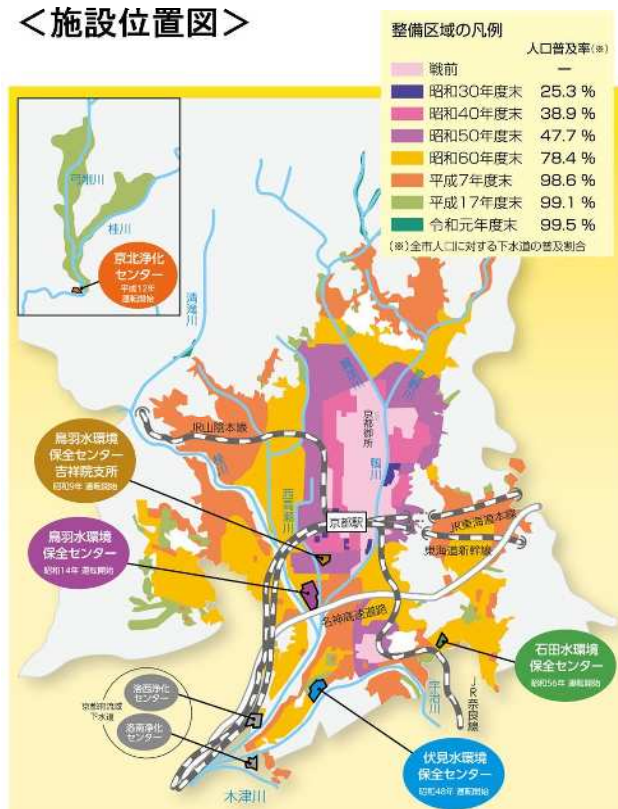
### (3) 下水道事業への繰出金(仕組みや他都市比較)

- ① 京都市の下水道事業
- ② 基準内繰出と基準外繰出
- ③ 繰出金の他都市比較
- ④ 雨水処理負担金について
- ⑤ 雨水処理負担金他都市比較
- ⑥ 本市の雨水処理負担金が高い理由
- ⑦ 雨水事業のこれまでの効果
- ⑧ 一般会計の財政状況を踏まえた課題

### (3) 下水道事業への繰出金(仕組みや他都市比較)

#### ① 京都市の下水道事業 (事業概要)

##### <施設位置図>



##### <事業の概況>

項目	内容
事業開始	昭和5年(令和2年で90周年)
普及率	99.5%
管路延長	約4,200km
処理場	5箇所

##### <事業の特徴>

- ・他都市と同様、以下の2事業を実施
  - ① 下水道使用料収入を財源とする汚水処理
  - ② **公営企業繰出金を財源とする雨水処理**
- ・汚水と雨水を1本の管きよで流すことで、汚水処理と雨水処理(浸水対策)を一体的に実施できる**合流式下水道の割合が約4割**であり、他都市と比べて高い。

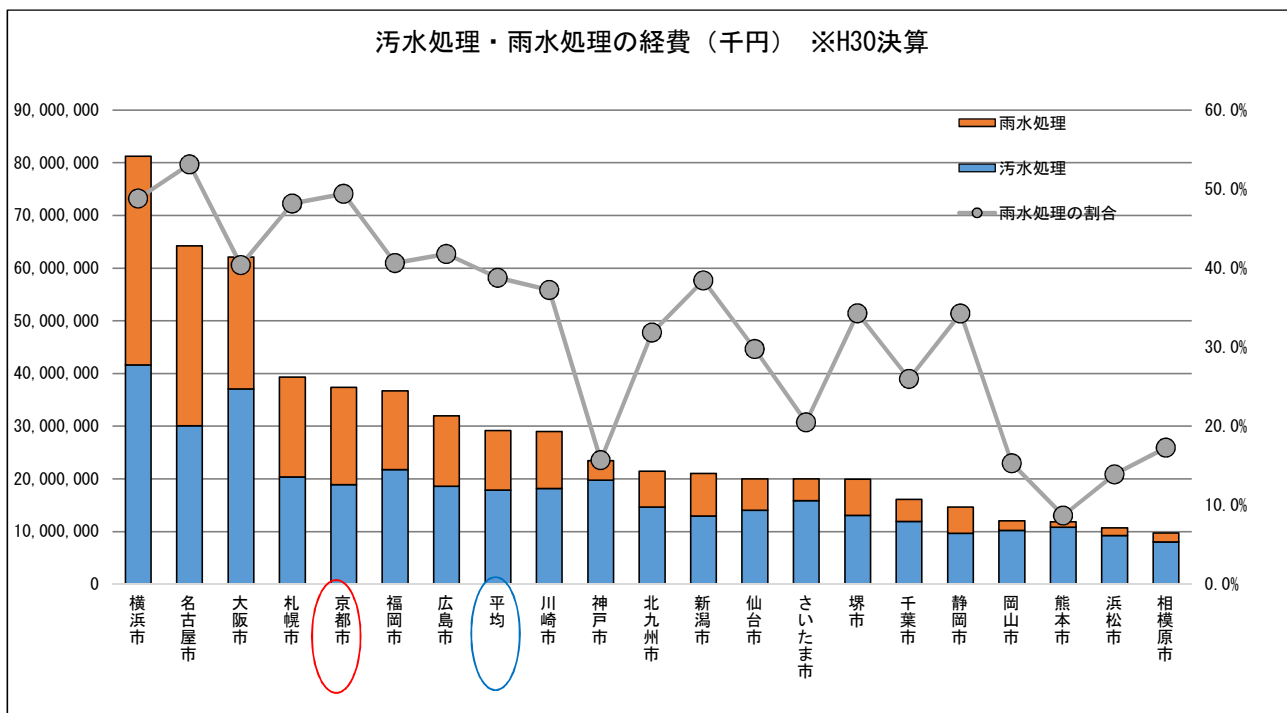
汚水処理と雨水処理を一体的に行う合流式下水道は、汚水処理の整備が中心になりやすい分流式下水道と比較して、下水道事業として実施する雨水処理の割合が高くなる傾向がある。



① 京都市の下水道事業 (事業概要)

<事業規模(汚水処理・雨水処理に要する経費)>

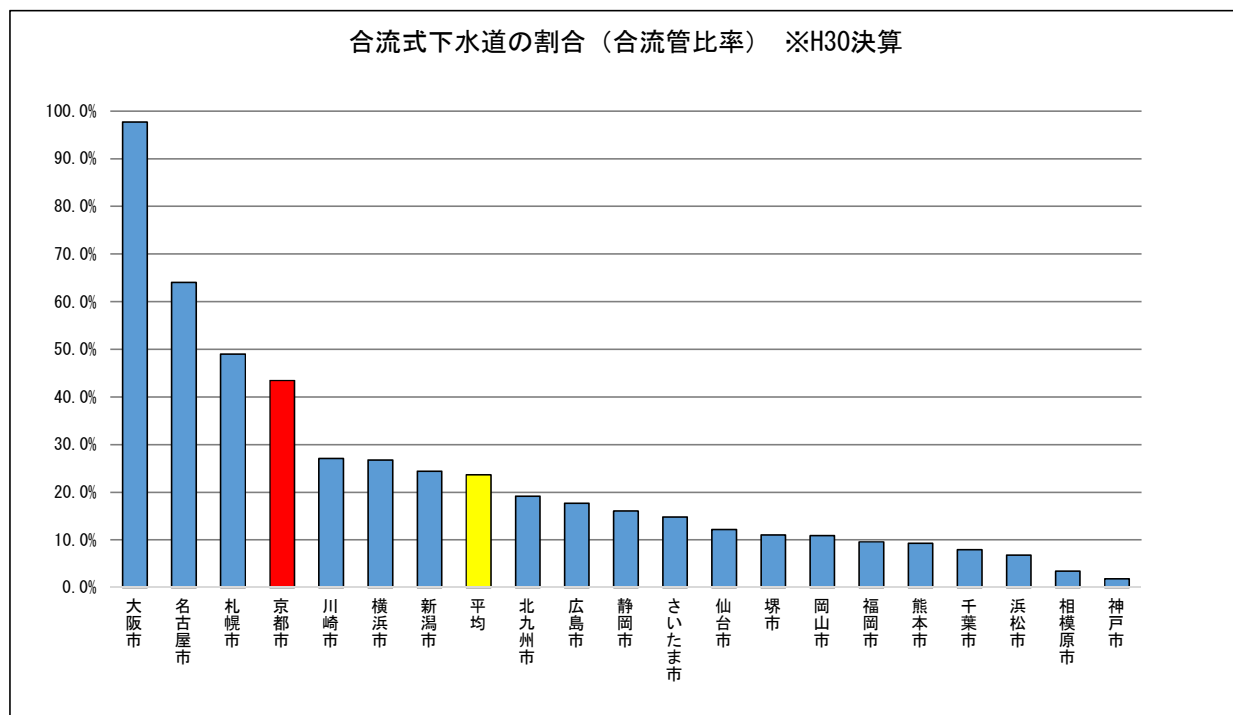
○ 経費総額は政令市中5番目に高く、雨水処理の経費の割合は約5割である。



① 京都市の下水道事業 (事業概要)

<合流式下水道の割合>

○ 政令市中、4番目に高い。

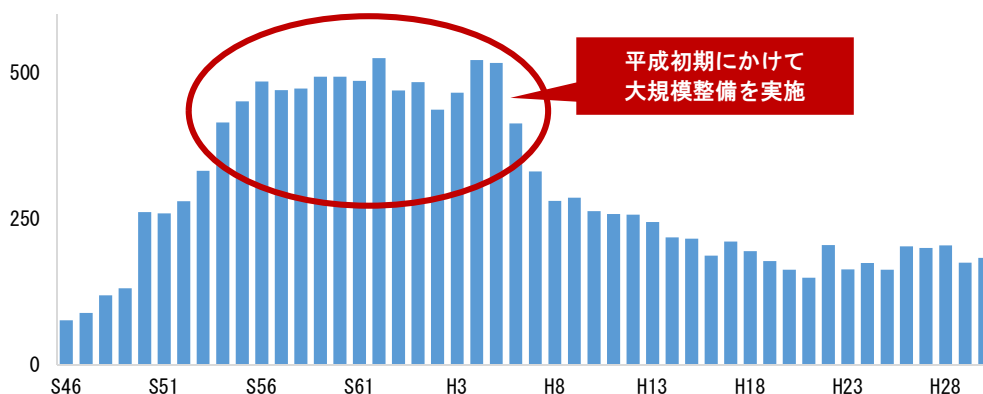


### ① 京都市の下水道事業（事業概要）

#### 大規模な下水道整備

- ・ 平成初期にかけて現在の約2.5倍の事業費（年間約500億円）で大規模な下水道整備を実施（整備に伴う下水道使用料水準の急激な上昇を抑えるため、一般会計から汚水資本費補助金（約485億円）を繰出した。）
- ・ 今後、これらの管路等が耐用年数を迎えるため、老朽化対策に莫大な事業費が必要（更新を行わない場合、20年後には約7割の管路が老朽化）

建設改良費の推移（億円）



平成初期にかけて  
大規模整備を実施

### ① 京都市の下水道事業（事業概要）

#### 浸水対策の推進

- ・ 「雨に強いまちづくり」を推進するため、これまでに約1,750億円をかけて、雨水幹線の整備等による浸水対策を実施（国庫補助金を除く本市負担分の財源は公営企業繰出金）  
→ 5年に1度の大雨への対応率（雨水整備率）は全国トップ水準
- ・ 京都市では、市街化の進展に伴う浸水被害に早期に対応するため、下水道による浸水対策が重要な役割を果たしてきた。
- ・ 現在、10年に1度の大雨への対応を推進



施工中の雨水幹線の内部

## ② 基準内繰出と基準外繰出（下水道事業）

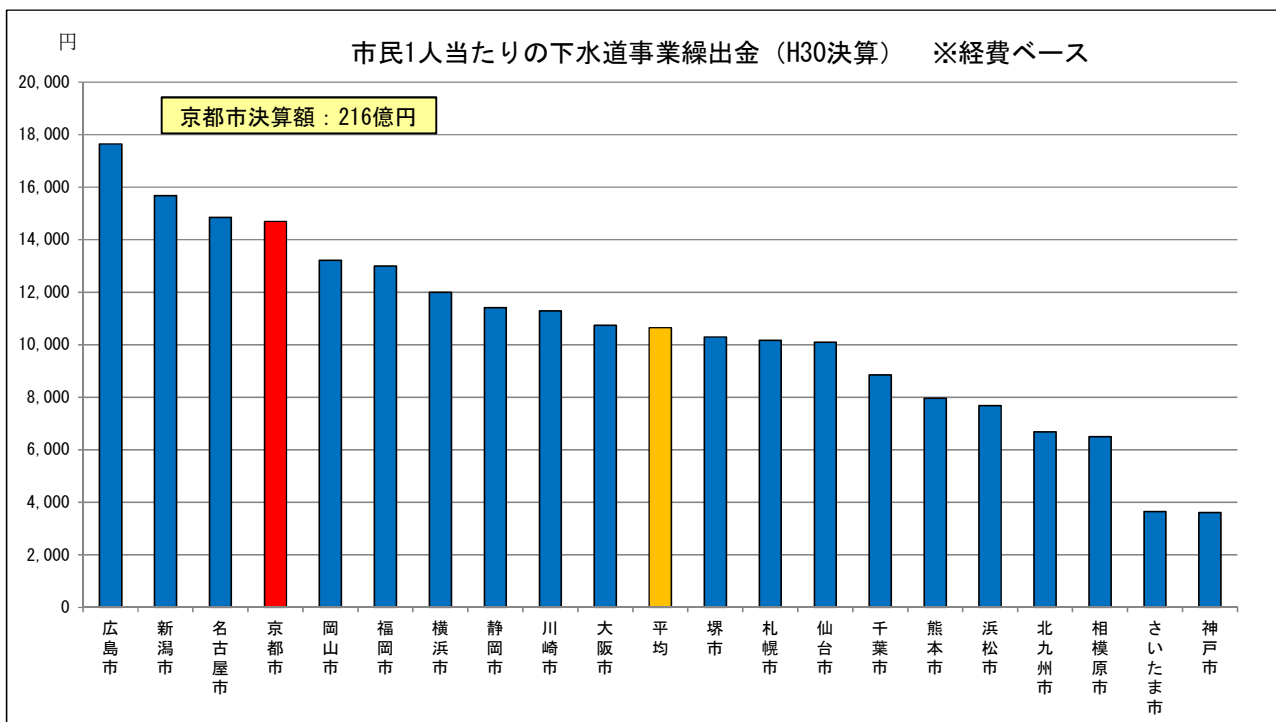
区分	説明
基準内繰出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>総務省の繰出基準に基づき繰り出しを判断するもの</u>であり、下水道事業のうち、その性質上、公共性が高く、下水道使用料ではなく税金等の一般財源を充てるべき経費に対する繰出金</li> <li>・ <u>代表的なものとして「雨水処理負担金」</u>（詳細は後述）があり、多くの都市において最も高い比率を占めている。</li> <li>・ そのほか、公共用水域の水質保全に資するための経費に対する繰出金である高度処理負担金や水質規制費負担金等がある。</li> </ul>
基準外繰出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都市独自の取決め等に基づき繰り出すものであり、赤字補填としての繰出しをしている都市もある。（<u>京都市においては、下水道事業に対する赤字補填としての繰出しはない。</u>）</li> <li>・ 水洗便所普及のための助成金や、下水道使用料の減免に要する経費に対する繰出金など、各都市の政策により繰出しの内容は多岐にわたる。</li> </ul>

## ② 基準内繰出と基準外繰出（京都市における内訳（主なもの））

区分	名称	説明（対象経費）	H30(億円)
基準内繰出	雨水処理負担金	【収益的収入分】雨水の処理に要する維持管理費や資本費（言葉の説明は後述）	190.1
		【資本的収入分】過去に発行した資本費平準化債に係る償還金等	8.5
	臨時財政特例債等負担金	過去、国費の減少に対する補填として発行した企業債等の償還金や利息	10.3
	高度処理負担金	環境基準等の目的達成のため高度に下水を処理するための経費	2.4
	分流式下水道等負担金	整備費用が割高である分流式下水道における資本費（本市の場合、山間地域の下水道）	1.7
	水質規制費負担金	公共用水域の水質保全に資する規制事務に係る経費	1.3
	水洗便所普及対策負担金（一部）	水洗便所に係る改造命令に関する事務に要する経費	0.6
基準外繰出	し尿処理負担金	環境政策局の施設から投入されるし尿の処理に要する経費（し尿の濃度を勘案して算出）	0.6
	水洗便所普及対策負担金（一部）	水洗便所普及に係る奨励金や助成金	0.4
	雨水貯留施設等設置助成金負担金	雨水貯留施設や雨水浸透ますの設置者に対する助成金の一部	0.1

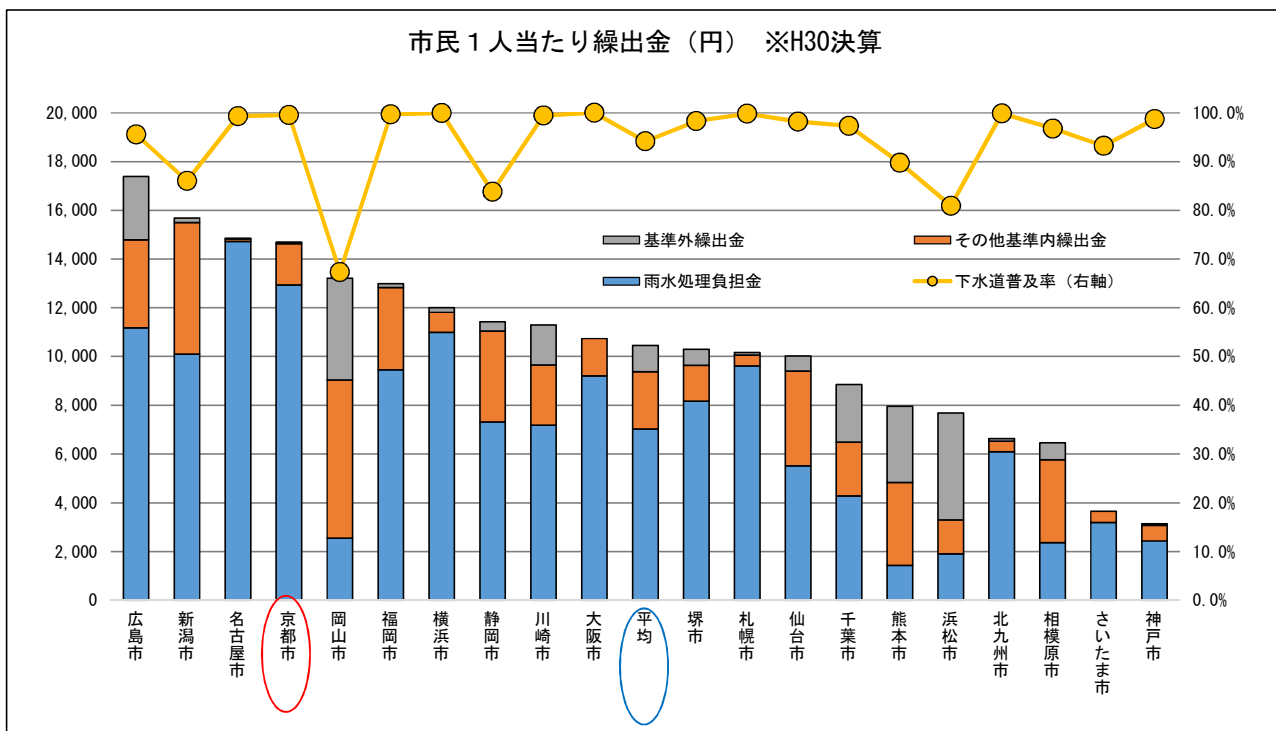
③ 繰出金他都市比較 (総額の他都市比較)

- 政令市中, 4番目に高い。
- 他都市平均よりも, 4,000円多い。→ 人口換算で59億円多い。



③ 繰出金他都市比較 (繰出金内訳の他都市比較)

- 京都市は基準外繰出金が少ない (繰出金全体の0.5%)。
- 京都市は雨水処理負担金が2番目に高く, そのため繰出金が高い。



注 雨水処理負担金は, 収益的収入分

## ④ 雨水処理負担金について（考え方）

## 「雨水公費・汚水私費」の原則

- ・ 総務省による下水道事業への繰出基準の考え方であり、**雨水事業に係る経費は公費（一般会計からの繰入金である雨水処理負担金）で賄い**、汚水事業に係る経費は下水道使用料収入でそれぞれ賄うという考え方である。
- ・ 各都市では、本原則に基づき汚水・雨水を明確に分けた財政運営を行っており、**他都市(大都市)において雨水処理負担金が減額された事例はない。**

## 雨水処理負担金の算出方法

- ・ 維持管理費（人件費や物件費）、資本費（過去の建設費用の1年分にあたる減価償却費や支払利息）について、**実績に基づいて算出した雨水率**を掛けて算出
- ・ 京都市で現在用いている雨水率は、維持管理費が約3割、資本費が約6割（総費用（維持管理費＋資本費）では約5割）

参考－地方財政計画上の雨水率  
 [維持管理] 12.8%、[資本費] 31.8%

## 雨水率に関する補足説明

- ・ 合流式下水道の割合が高い都市や、事業として雨水処理(浸水対策)に注力してきた都市の雨水率は高くなる。
- ・ 雨水処理は大雨を想定して整備を行う一方で、日常の維持管理費は汚水処理と比較して抑えられるため、雨水率は維持管理費 < 資本費となる。

## ④ 雨水処理負担金について（京都市における汚水・雨水の区分管理）

- 包括外部監査の指摘を踏まえ、汚水処理・雨水処理を明確に区分して管理
- 雨水処理については収支が均衡（±0）する。

<H30決算（負担区分別）>

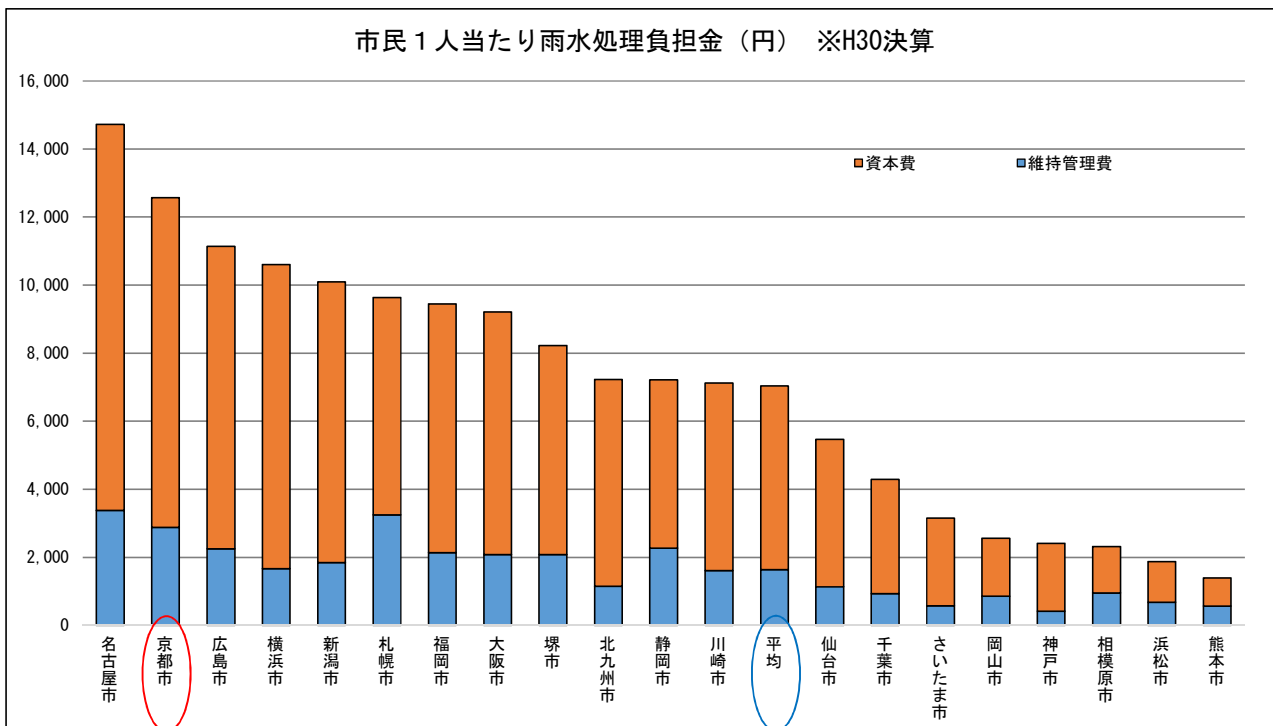
（税抜き、単位 億円）

項目		汚水処理	雨水処理	その他	計
収入	下水道使用料	219.5	-	-	219.5
	雨水処理負担金	-	190.1	-	190.1
	その他収入	8.1	-	6.6	14.7
	長期前受金戻入益	32.8	45.0	-	77.8
	計	260.4	235.1	6.6	502.1
支出	維持管理費	88.3	42.3	3.9	134.5
	資本費	134.5	187.3	2.7	324.5
	計	222.8	229.6	6.6	459.0
純損益（長期前受金戻入益控除前）		37.6	5.5	0	43.1
純損益（長期前受金戻入益控除後）		33.6	0	0	33.6

注 「長期前受金戻入益控除」とは、現金を伴わない収入である長期前受金戻入益（国庫補助金に係る分を除く。）を控除するものである。  
 「その他」とは、汚水処理及び雨水処理に係る経費の算定から除外する項目（水質規制に要する経費等）である。

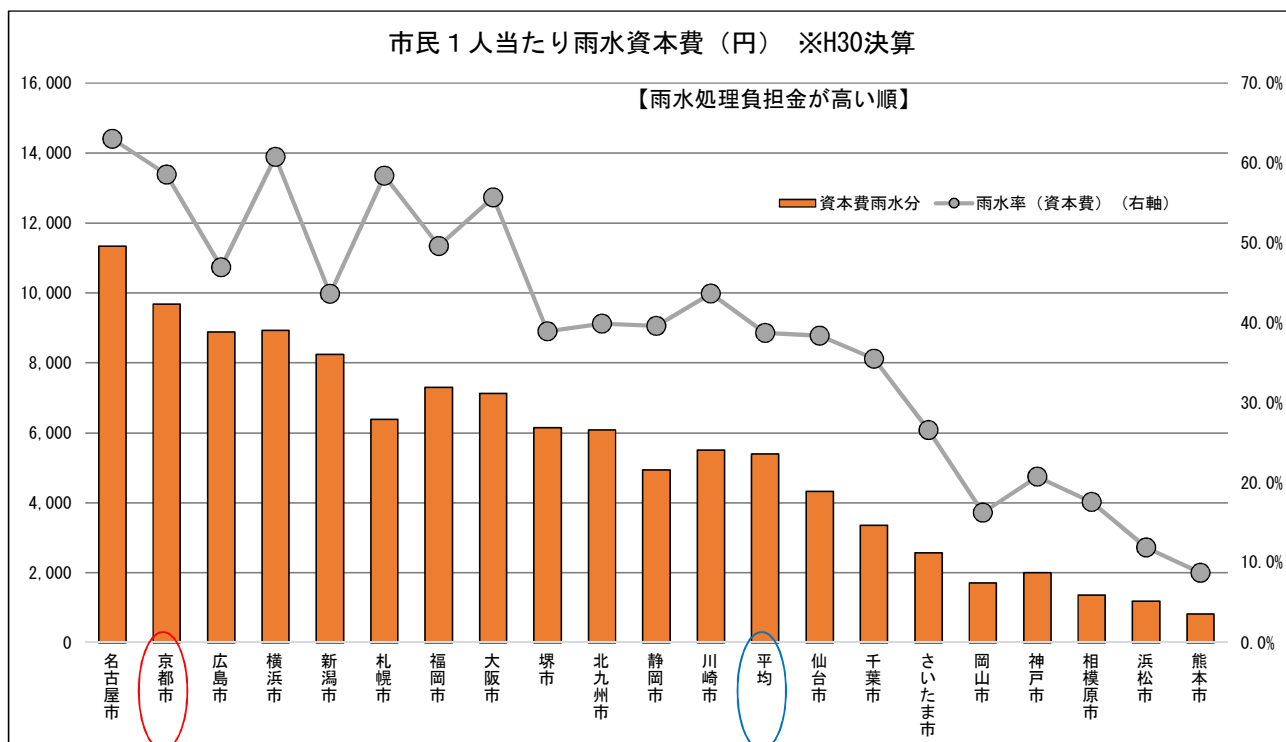
⑤ 雨水処理負担金他都市比較 (維持管理費と資本費)

- 政令市中, 2番目に高い。
- 各都市において資本費の割合が多く, 京都市も同様である。



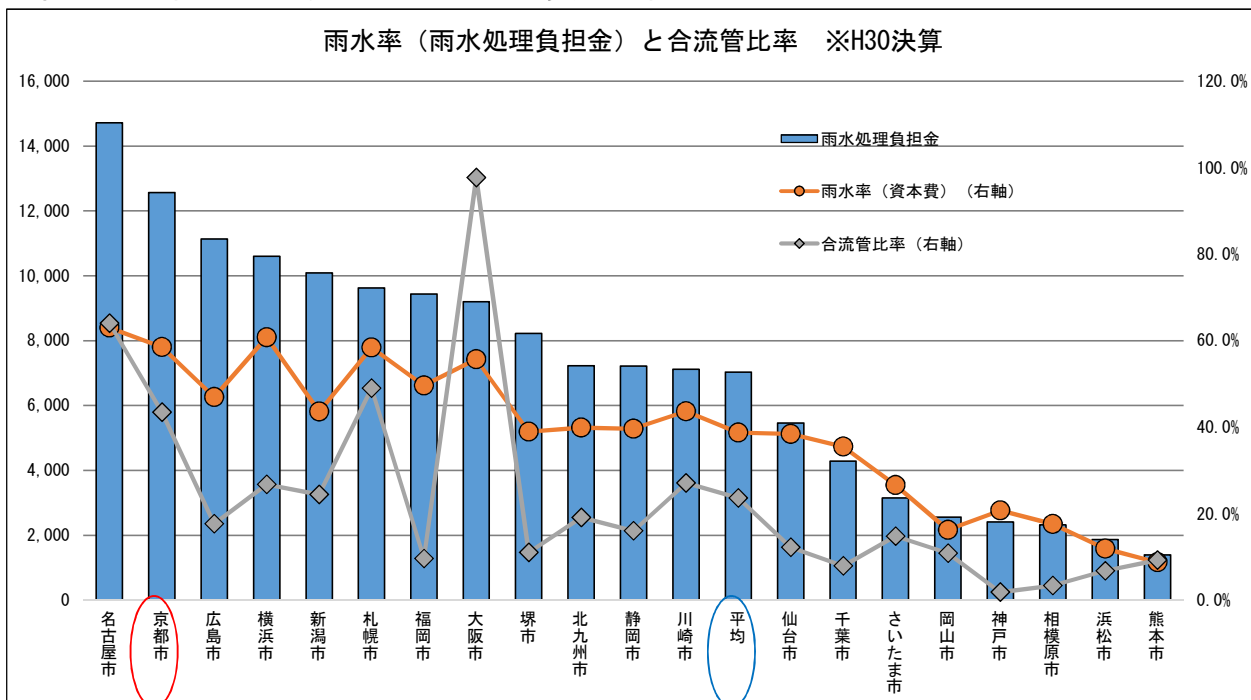
⑤ 雨水処理負担金他都市比較 (資本費)

- 雨水処理負担金(資本費)の多寡は雨水率(資本費)の多寡と関係が強い。
- 京都市の雨水率は3番目に高い。



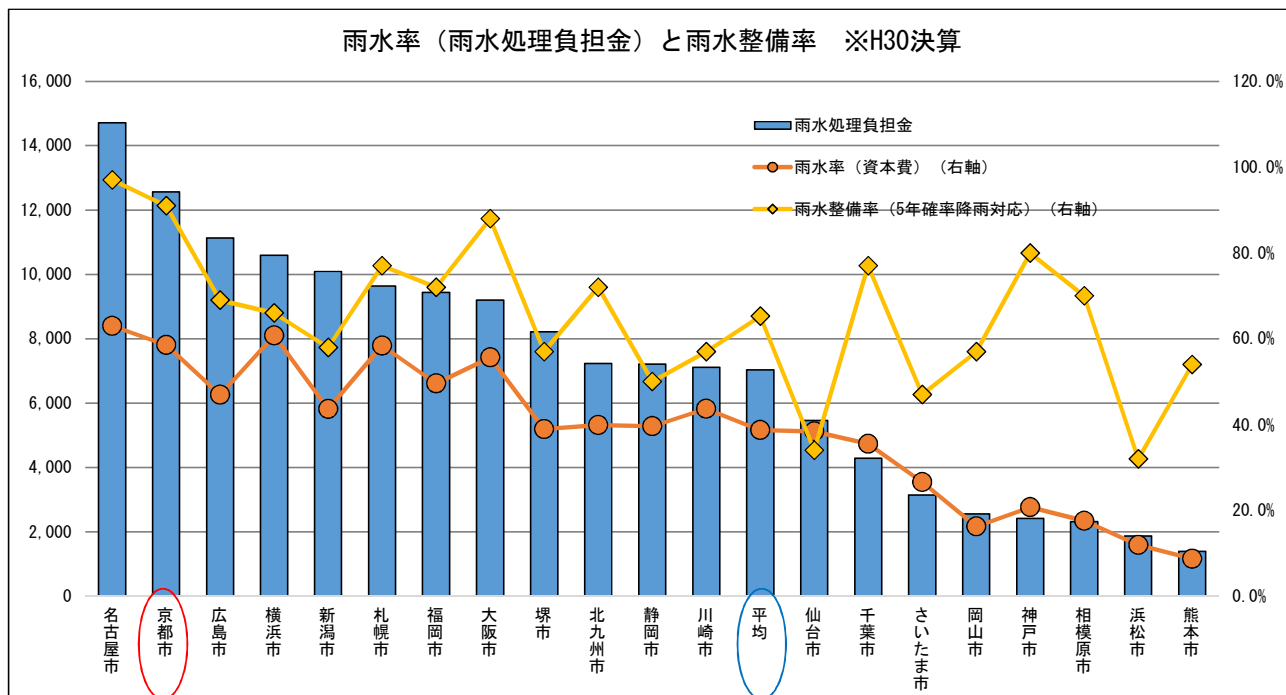
⑥ 本市の雨水処理負担金が高い理由（合流式下水道の割合）

- 雨水率（資本費）の多寡は、合流式下水道の割合の多寡と関係が強い。
- 京都市は、事業開始年度が古い他の都市と同様に合流式下水道の割合が約4割と高いため、雨水率（資本費）が高くなっている。



⑥ 本市の雨水処理負担金が高い理由（雨水整備率）

- 雨水率（資本費）が高い都市では雨水整備率が高くなっている。
- 京都市は、これまでに浸水対策に注力してきたため、合流式下水道の割合が高いことと相まって、雨水率（資本費）が高くなっている。



### ⑥ 本市の雨水処理負担金が高い理由 (まとめ)

京都市の下水道への繰出金は他都市と比べて高い。

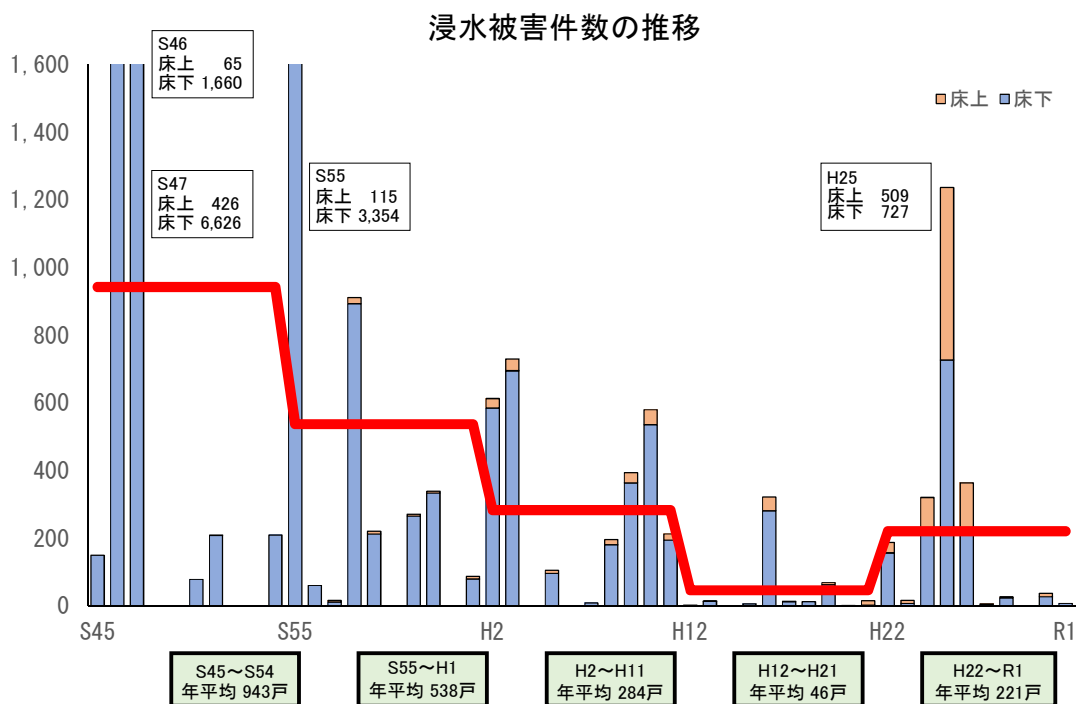
繰出金の多くを占める雨水処理負担金が高。他都市と比べて高い。  
(雨水処理負担金は、資本費が多くを占めている。)

雨水処理負担金の多寡に影響する雨水率が他都市と比べて高い。  
(平成初期にかけて実施した大規模整備により、資本費そのものも比較的高い。)

京都市は、他都市と比べて合流式下水道の割合が高く、  
また、これまで浸水対策に注力してきたため雨水率が高い。  
(これまでに進めてきた事業の結果として、下水道への繰出金が高い。)

### ⑦ 雨水事業のこれまでの効果 (浸水被害件数の推移)

- 河川改修と下水道の雨水幹線等の整備を2つの大きな柱として対策を実施
- H12~H21の10年間の浸水件数は、その前の10年間から 6分の1にまで減少



(京都市地域防災計画一般災害対策編の資料から作成)



### ⑧ 一般会計の財政状況を踏まえた課題

#### 繰出金の在り方

- ・一般会計の厳しい財政状況を踏まえ、基準外繰出金をはじめとして、繰出金の在り方について検討を進める必要がある。
- ・ただし、基準内繰出金の削減は、地方公営企業法における適正な負担の在り方の観点で課題が生じるため、下水道使用料を負担いただいている利用者にも理解を得られるよう、慎重に議論を進める必要がある。

#### 今後の建設事業規模

- ・今後、下水道管路・施設が順次耐用年数を迎え、大規模更新時期が到来するが、合流式下水道が多い本市では、更新事業費の一部は雨水処理負担金(資本費分)として一般会計が負担することとなる。
- ・また、これまで浸水対策に注力してきたことから、浸水被害の減少等の効果が出ている一方で、雨水率が上昇している。
- ・こうした中、今後の建設事業の規模については、一般会計の財政状況が極めて厳しく、財源が限られることを勘案して慎重に検討する必要がある。

雨水処理負担金は、建設費の耐用年数1年分に当たる減価償却費(次ページの補足説明を参照)に基づき算出されるため、建設投資を抑制した場合、短期的な効果は限定的なものとなる。

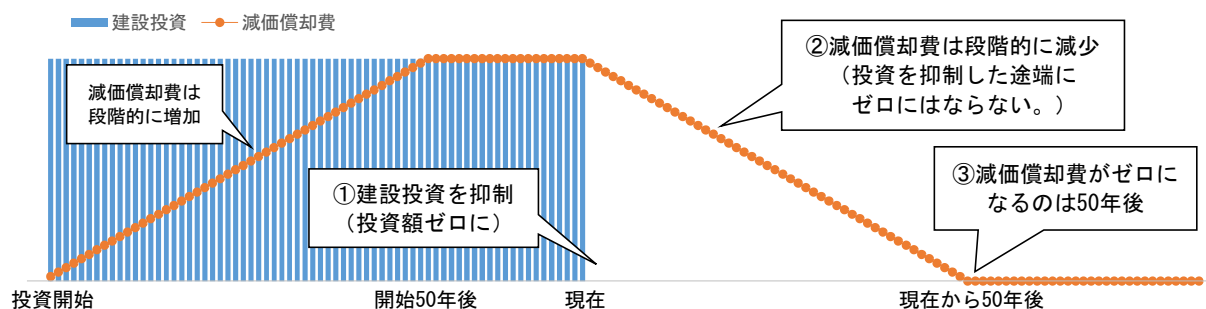
### ⑧ 一般会計の財政状況を踏まえた課題 (補足)

#### 減価償却費に関する補足説明

※要点を理解しやすいように、会計上の考え方を一部簡略化して表現しています。

- ・公営企業では、民間企業と同様に企業会計方式を用いた財政運営をしており、上下水道施設のように、数十年にわたって使用する施設等を建設した際、その経費を一度に計上するのではなく、法令で決められた使用期間(「耐用年数」と呼び、管路であれば50年間)に分割して計上し、これを「減価償却費」と言います。
- ・上記のような仕組み上、建設投資を減少させた場合、減価償却費は急激には減少せず、下図のように、耐用年数をかけて段階的に減少していきます。
- ・企業会計上、雨水処理負担金の額を算定する際の建設費用は、この減価償却費を用いるため、建設投資を減少させた場合、雨水処理負担金の減少は、短期的には限定的なもの(段階的に減少)となります。

建設投資と減価償却費の関係(耐用年数50年の場合)



(補足) 減価償却費は経費を分割しているだけなので、建設投資の総額(青色の面積)と減価償却費の総額(オレンジ色の図形の面積)は一致します。

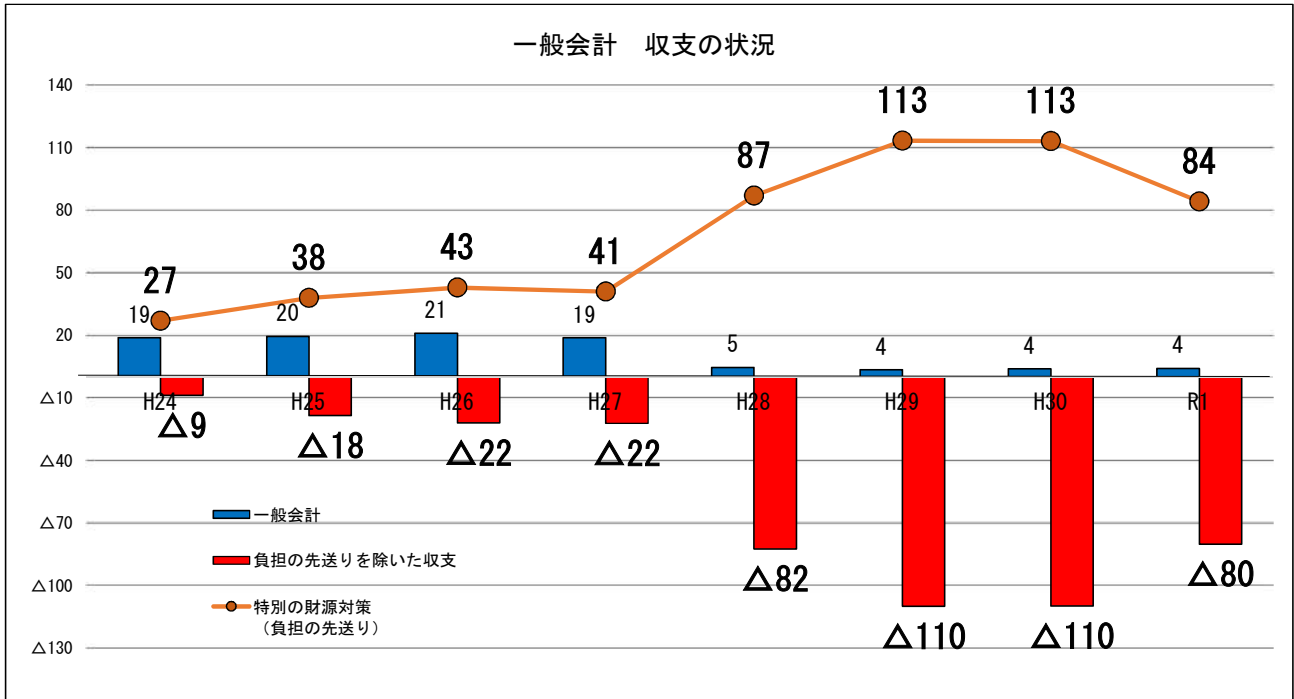
## (4) 各会計の財政状況

- ① 一般会計の収支状況
- ② 公営企業会計の収支状況
- ③ 地方債残高の推移(一般会計)
- ④ 地方債残高の推移(公営企業会計)

(4) 各会計の財政状況

① 一般会計の収支状況

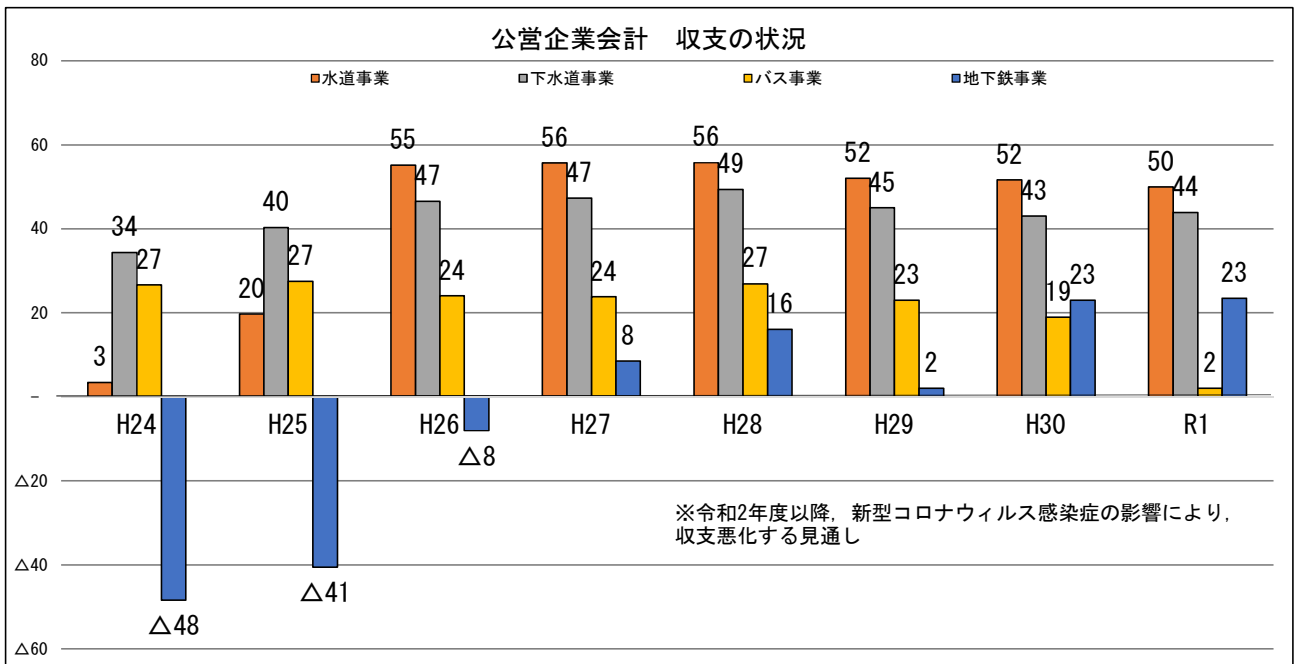
- 公債償還基金の取崩し等の特別の財源対策（負担の先送り）により財源を補てん（収支の穴埋め）
- これにより、平成28年度以降は、ほぼ収支均衡の状況が継続



(4) 各会計の財政状況

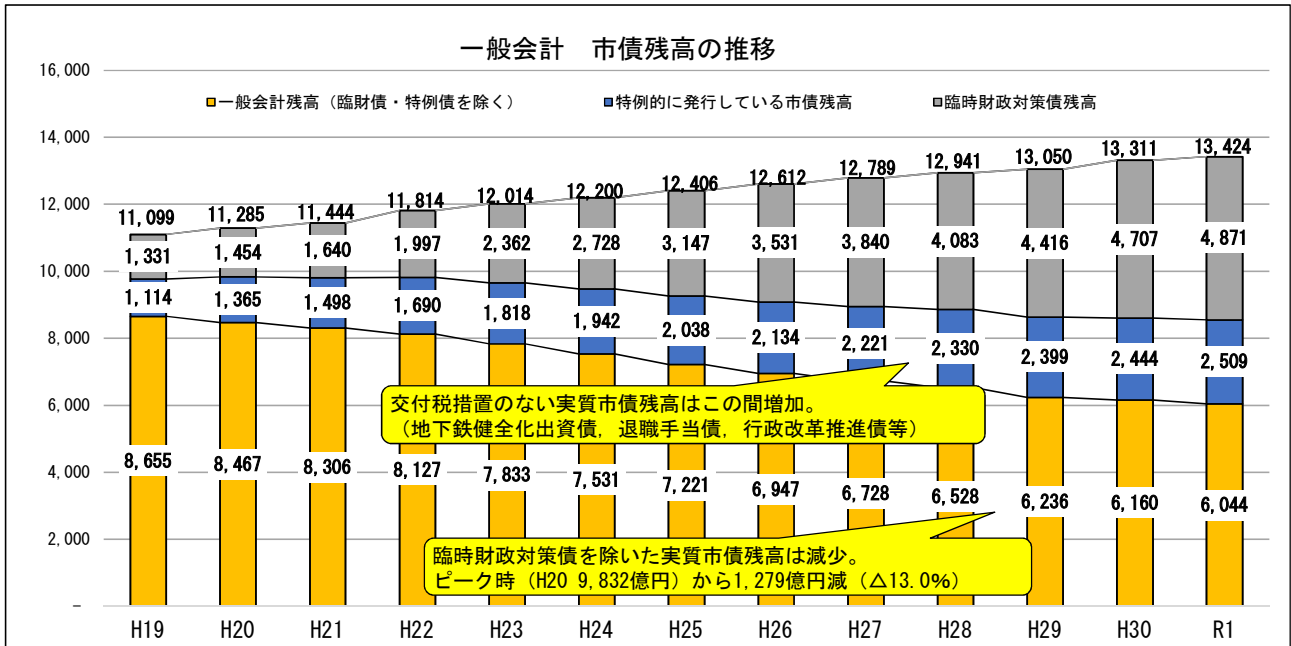
② 公営企業会計の収支状況

- 近年では、全会計とも黒字を計上
- 特に、水道・下水道事業は40～50億円規模で安定  
→ 企業債の償還や更新事業等に充当（使途が定まっていない利益はない。）



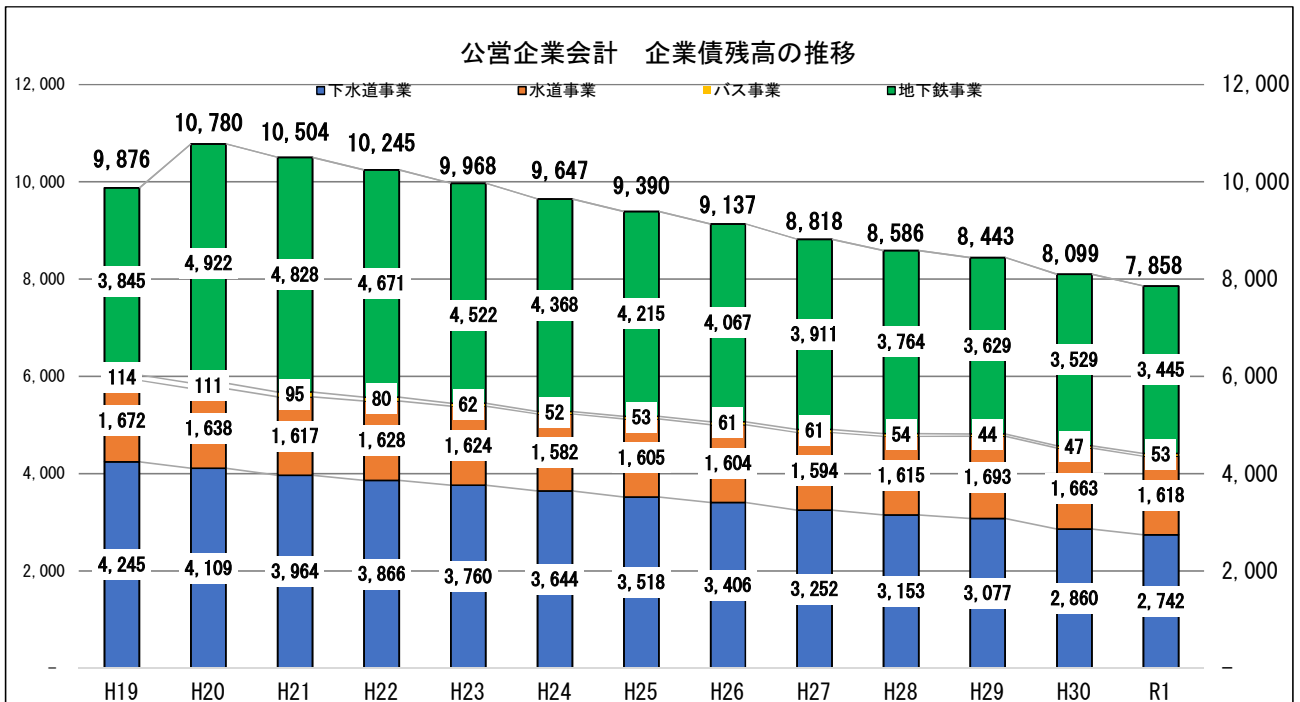
③ 地方債残高の推移(一般会計)

- 一般会計市債残高総額は増加
- 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除いた市債残高は減少
- 一方で、地下鉄健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債等の交付税措置のない特例的な市債残高は、この間増加



④ 地方債残高の推移(公営企業会計)

- 水道事業は管路更新のスピードアップを図る中、料金収入として更新財源の一部を確保することで推移としては横ばいに抑制
- それ以外は、着実に企業債残高が減少



⑤ 一般会計の財政状況を踏まえた今後の検討の方向性

- 下水道事業は、一般会計からの繰出金<sup>①</sup>が他都市と比べ高く、これは、
  - ・ 早期に事業着手（このため合流式下水道の割合が高い）
  - ・ 下水道による浸水対策が重要な役割を果たしてきたといった、これまで進めてきた事業の結果
- また、財政状況は安定した黒字基調（40～50億円規模）であり、企業債残高も着実に減少
- 一方、一般会計は、負担の先送り（公債償還基金の取崩し等）で収支を穴埋め。負担の先送りを除けば、赤字の収支状況
- 現状並みの公債償還基金の取崩しを継続すれば、今後十数年で基金は枯渇。フロー、ストック共に、財政状況は非常に厳しい
- こうした財政状況の違いを踏まえ、今後の繰出金の在り方や、一般会計への財政支援など、検討する余地はないか

＜参考事例＞

市バス事業から一般会計へ、これまでの出資に対する配当として、経常損益5%を納付

H29：120百万円配当 H30：134百万円配当

(5) 下水道事業における包括外部監査指摘への対応

- ① 包括外部監査の概要
- ② 主な指摘事項と対応状況
  - ア 一般会計繰入金(意見)
  - イ 企業債の発行及び償還(意見)
  - ウ 中期経営プラン及び予算策定(意見)
  - エ 雨水処理負担金の算定(結果)
  - オ 適正な利潤の考え方(結果)

## ① 包括外部監査の概要

### <監査テーマ>

京都市の下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### <監査対象年度>

平成22年度（一部その他の年度についても実施）

### <監査期間>

平成23年5月30日から平成24年3月9日まで

### <監査人>

山川 雄二 公認会計士（ほか監査人補助者8名）

### <指摘項目数>

結果12項目及び意見24項目の指摘を受け、結果の12項目については既に改善措置を講じ、その内容を公表している。

結果：法令との適合性や経済性・効率性等の観点から即座に改善を求める事項

意見：将来的に改善・検討することが望ましい事項

## ② 主な指摘事項と対応状況（ア 一般会計繰入金(意見)）

指摘	対応状況
<p>本来雨水処理の収益的収入に計上されるべきものが資本的収入として計上し、資本取引と損益取引を混同した処理を行っていた。</p> <p>そもそも、公共下水道事業会計は、雨水公費・汚水私費の観点から、雨水の収益的収支からは損益が発生せず、汚水は独立採算で運営する必要があり、資本的収支と収益的収支の区分に限らず、<u>雨水処理・汚水処理から生じる収支をよりいっそう厳密に区分して把握する必要がある。</u></p>	<p><u>平成22年度以降、汚水事業と雨水事業を明確に区分して収支を把握したうえで、決算書等の書類に掲載しており、雨水公費・汚水私費の観点で適切な財政運営を行うことができています。</u></p> <p>&lt;補足&gt; 雨水公費・汚水私費とは、下水道事業における負担の在り方の原則であり、雨水事業に係る経費は公費（一般会計からの繰入金）で、汚水事業に係る経費は下水道使用料収入でそれぞれ賄うという考え方である。</p>

## ② 主な指摘事項と対応状況（イ 企業債の発行及び償還(意見)）

指摘	対応状況
<p>企業債発行により高額の利息負担が生じることや償還時の資金繰りを鑑み、利息負担の低減を図るとともに、<u>企業債の発行及び償還に関して、将来の損益計画を重視した精緻な計画を策定するとともに、適時に見直しを行う必要がある。</u></p> <p>さらに、過去に収入した工事負担金や特別国庫補助金で使用していない自己資金が平成22年度末で17億円程度残っている。企業債の発行及び償還のための一般会計からの繰入金を抑える観点からも、<u>当該自己資金を優先的に使用するなど計画的な活用方法を検討する必要がある。</u></p>	<p>企業債の発行及び償還に関しては、<u>5箇年の中期経営プラン（財政計画）を策定する都度、精緻な計画を策定しており、また、自己資金を活用した新規発行の抑制や償還方法の見直しにより、利息負担を軽減している。</u></p> <p>また、指摘を受けた自己資金については<u>順次財源として活用し、平成25年度決算において残高が解消している。</u></p> <p>&lt;参考数値&gt;          企業債残高 H24 3,644億円          →H30 2,860億円（△784億円）          企業債利息 H24 86億円          →H30 42億円（△44億円）</p>

## ② 主な指摘事項と対応状況（ウ 中期経営プラン及び予算策定(意見)）

指摘	対応状況
<p>中期経営プランは事業推進、効率化及び財政健全化に向けた企業改革を進めるための計画として立案され、これに基づき予算や局の方針を決定し、議会や市民にも説明している。また、局の課題を解消するための計画であり、使用料算定の際にも用いられるものである。</p> <p>このような観点から、<u>中期経営プランの策定時において、課題とそれに対応する計画及びその効果を適切に判断し、独立採算事業として早期に赤字を解消できるよう、経営の指標としての意味を十分に踏まえた収支見通しの策定が求められる。</u></p>	<p>民間活力の導入をはじめとする効率的な事業運営を進めることで、<u>赤字（累積欠損金）については平成22年度決算で解消した。</u></p> <p>また、<u>平成30年度から開始した現行の中期経営プランの収支見通し（財政計画）においては、長期的な視点から利益（積立金）の目標額を設定し、その確保に向けた経費削減等を進めているところである。</u></p>

## ② 主な指摘事項と対応状況（エ 雨水処理負担金の算定(結果)）

指摘	対応状況
<p>下水処理費に占める雨水処理費と汚水処理費の割合は、自然環境や社会環境の変化により、常に変化するものと考えられる。このため、按分計算に用いられる雨水・汚水比率も適時に見直し、実績額に応じて雨水処理に係る一般会計繰入金を算定すべきである。</p> <p>雨水・汚水比率を、現在の実態に則して算定した場合、相当の時間が経過しているため、平成10年度実績をもとに算定した比率から乖離している可能性がある。下水道使用料改定要否の判断を行う際に、<u>雨水・汚水比率の更新を行い、実態と乖離しないようにする必要</u>がある。</p>	<p>前中期経営プラン策定以降、<u>プラン策定の都度、直近の決算値を基にした雨水・汚水比率を用いて雨水処理負担金を算出</u>している。</p> <p>&lt;補足&gt; 本市の下水道事業は汚水事業と雨水事業で構成され、雨水事業に係る経費については、その全額を一般会計から繰り入れている。</p> <p>当該経費の算定にあたり、実績等に基づき、下水処理費に占める雨水処理費と汚水処理費の割合を算定したものが「雨水・汚水比率」である。</p>

## ② 主な指摘事項と対応状況（オ 適正な利潤の考え方(結果)）

指摘	対応状況
<p>元金償還金と減価償却費の差額を単純に適正な利潤とすると、下水道事業の健全な運営が確保できない可能性がある。<u>今後の下水道使用料改定の検討にあたっては、設備投資計画と資金調達計画を見直し、真に公営企業の健全な組織運営に必要な適正利潤を見積もらなければならない。</u>さらに、どのような目的で資金の留保が必要であり、その金額が適正であることを使用者の理解が得られるよう、十分に説明する必要がある。</p>	<p>平成25年度に開始した中期経営プラン以降、<u>下水道使用料水準を検討する際の原価の考え方について、元金償還金に基づく算出から減価償却費に基づく算出に改めている。</u></p> <p>また、<u>設備投資計画（建設事業の計画）と資金調達計画（企業債の発行計画）を見直し、長期的な視点から適正な利潤（利益：積立金）を見積り、その確保に向けた経費削減等を進めているところ</u>である。</p>